

学校感染症等に係る登校に関する意見書

大阪府立すながわ高等支援学校 年 組 名前

■ 下記の疾患に罹患した（疑い含む）ため、学校保健安全法施行規則にもとづき、

月 日 より療養 を指示していましたが、感染のおそれがきわめて

少なくなったので、月 日 以降の登校が可能 であると判断しました。

第1種〔 治癒するまで 〕

□ 診断名

第2種

□ インフルエンザ（A型・B型・疑い）〔 発症後5日経過し、かつ解熱後2日間 〕

□ 麻疹〔 解熱後3日経過するまで 〕

□ 水痘〔 すべての発疹の痂皮化 〕

□ 風疹〔 発疹消失 〕

□ 流行性耳下腺炎〔 腫脹後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで 〕

□ 咽頭結膜熱〔 主要症状消退後2日経過するまで 〕

□ 百日咳〔 特有の咳消失、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで 〕

□ 新型コロナウイルス感染症〔 発症後5日経過し、かつ症状軽快後1日間 〕

□ 結核〔 感染のおそれがなくなるまで 〕

□ 髄膜炎菌性髄膜炎〔 感染のおそれがなくなるまで 〕

第3種

□ 腸管出血性大腸菌感染症

（ ＊便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的 ）

□ 流行性角結膜炎

□ 急性出血性結膜炎

□ その他：診断名

■ その他 意見・指示事項

令和 年 月 日

医療機関名：

診察医師名：